

(誤)	(正)
<p>別表2</p> <p>7 (1) ⑤工事費内訳書</p> <p>12 審査順位が公開された日の翌日から起算して<u>5</u>日後</p>	<p>別表2</p> <p>7 (1) ⑤入札参加申請書</p> <p>⑥工事費内訳書・自己採点表</p> <p>12 審査順位が公開された日の翌日から起算して 10日後</p>
<p>別表3</p> <p>3.1・本ファイル（公告）の総合評価落札方式技術資料提出書（様式1～<u>4</u>）を使用すること</p> <p>と</p> <p><u>3</u>．提出期限について（郵送、メールの場合は下記の時間までに必着のこと）</p> <p><u>4</u>．提出方法について※2</p>	<p>別表3</p> <p>3.1・本ファイル（公告）の総合評価落札方式技術資料提出書（様式1～5）を使用すること</p> <p>と</p> <p>4．提出期限について（郵送、メールの場合は下記の時間までに必着のこと）</p> <p>5．提出方法について※2</p>

(誤)	(正)
<p style="text-align: center;">(別表2)</p> <p style="text-align: center;">入札参加資格の審査等の取扱いについて</p> <p>事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。</p> <p>(受注制限)</p> <p>1 受注制限とは、別表1に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。</p> <p>(受注可能本数)</p> <p>2 受注可能本数とは、別表1に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。</p> <p>(受注可能本数に達した場合の取扱い)</p> <p>3 受注可能本数については、落札候補者(共通事項9参照)として審査順位が公開された時点で落札者とみなし、受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り1本の者が落札候補者として審査順位が公開された時点で、受注可能本数に達したとみなす。</p> <p>ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者とならない決定(以下、「無効等」という。)がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。</p> <p>4 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める開札日時の早い案件(公告本文に定める開札日時が同一の場合は、公告番号が小さい番号の案件。)</p> <p>ただし、落札候補者が無効等になった場合に、次順位の者が新たに落札候補者となる場合は、その日時を開札日とみなす。)から順に受注可能本数に含むものとする。</p> <p>5 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。</p> <p>(随意契約に移行する場合の取扱い)</p> <p>6 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。</p> <p>(無効とする時点の取扱い)</p> <p>7 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。</p> <p>(1)審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目</p> <p>①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合</p> <p>②建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)</p> <p>③大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置</p> <p>④大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置</p> <p>⑤工事費内訳書</p> <p>(2)審査順位が公開された日の翌日から起算して2日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目</p>	<p style="text-align: center;">(別表2)</p> <p style="text-align: center;">入札参加資格の審査等の取扱いについて</p> <p>事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。</p> <p>(受注制限)</p> <p>1 受注制限とは、別表1に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。</p> <p>(受注可能本数)</p> <p>2 受注可能本数とは、別表1に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。</p> <p>(受注可能本数に達した場合の取扱い)</p> <p>3 受注可能本数については、落札候補者(共通事項9参照)として審査順位が公開された時点で落札者とみなし、受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り1本の者が落札候補者として審査順位が公開された時点で、受注可能本数に達したとみなす。</p> <p>ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効または落札者とならない決定(以下、「無効等」という。)がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。</p> <p>4 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める開札日時の早い案件(公告本文に定める開札日時が同一の場合は、公告番号が小さい番号の案件。ただし、落札候補者が無効等になった場合に、次順位の者が新たに落札候補者となる場合は、その日時を開札日とみなす。)から順に受注可能本数に含むものとする。</p> <p>5 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。</p> <p>(随意契約に移行する場合の取扱い)</p> <p>6 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。</p> <p>(無効とする時点の取扱い)</p> <p>7 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。</p> <p>(1)審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目</p> <p>① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合</p> <p>② 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)</p> <p>③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置</p> <p>④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置</p> <p>⑤ 入札参加申請書</p> <p>⑥ 工事費内訳書・自己採点表</p> <p>(2)審査順位が公開された日の翌日から起算して2日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目</p>

①登録種目
②希望種目
③地域要件
④受注可能本数
⑤資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
⑥建設業許可
⑦経営事項審査
⑧社会保険
⑨配置予定技術者
⑩共通事項3に定める関係会社の参加の有無
⑪消費税及び地方消費税の未納
⑫入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
(3)審査順位が公開された日の翌日から起算して4日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合
(4)審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
(1)及び(2)以外の審査対象項目
(5)低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内(本市における執務の休日を除く)とする。
(無効等となった場合の取扱い)
8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。
(資格審査資料の取扱いの特例)
9 落札候補者が、7-(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
10 落札候補者が、7-(2)-④の入札参加資格を有しない、もしくは7-(2)-⑫の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書(落札候補者用)により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪府がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。
(無効等とする公表の取扱い)
11 無効等に該当する者がある場合は、大阪市電子調達システムの「入札情報サービス」>「工事メニュー」>「電子入札結果情報(工事)」で公表する。
(落札決定の取扱い)
12 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内(本市における執務の休日を除く)とする。
(日程等の特例)
13 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合は

①登録種目
②希望種目
③地域要件
④受注可能本数
⑤資格審査資料及び自己採点表の根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合
⑥建設業許可
⑦経営事項審査
⑧社会保険
⑨配置予定技術者
⑩共通事項3に定める関係会社の参加の有無
⑪消費税及び地方消費税の未納
⑫入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
(3)審査順位が公開された日の翌日から起算して4日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合
(4)審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後(本市における執務の休日を除く)に無効とする審査対象項目
(1)及び(2)以外の審査対象項目
(5)低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内(本市における執務の休日を除く)とする。
(無効等となった場合の取扱い)
8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。
(資格審査資料の取扱いの特例)
9 落札候補者が、7-(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
10 落札候補者が、7-(2)-④の入札参加資格を有しない、もしくは7-(2)-⑫の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書(落札候補者用)により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪府がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。
(無効等とする公表の取扱い)
11 無効等に該当する者がある場合は、大阪市電子調達システムの「入札情報サービス」>「工事メニュー」>「電子入札結果情報(工事)」で公表する。
(落札決定の取扱い)
12 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から起算して10日後(本市における執務の休日を除く)とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内(本市における執務の休日を除く)とする。
(日程等の特例)
13 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合は

(誤)

※郵便局での保管期限は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間であるので、注意すること

落札候補者提出資料一覧表

1. 必ず提出する資料

※規約・契約条項等(電子入札システム関係)はこちらをクリック

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-11 for application, documents, and certificates.

2. 必要に応じて提出する資料

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-8 for certificates, insurance, and other documents.

自己採点の根拠資料

3. 提出する資料(該当する項目が無ければ提出不要)

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-2 for evaluation and technical documents.

3. 提出期限について(郵送、メールの場合は下記の時間までに必着のこと)

審査順位公開日の翌日※1 午後5時30分
ただし、低入札価格調査根拠資料については、審査順位公開日の翌日※1から起算して3日後※1 午後5時30分
なお、これらによらない場合は、別途本市の指定する日時とする。
※1 本市における執務の休日を除く

4. 提出方法について※2

- 持参、郵送の場合は下記まで提出すること。
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ宛
メールによる場合は下記メールアドレス宛のうえ、別途送付の旨をお電話にてご連絡ください。
kouii-iigoshinsa@city.osaka.lg.jp
押印必要書類については本市が指定する期限までに、別途持参か郵送すること。
電話 06-6484-7893・7424 FAX 06-6484-7990
※2 低入札価格調査根拠資料の提出については、持参のみ可とし、郵送及びメールは認めない。

(正)

※郵便局での保管期限は、郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間であるので、注意すること

落札候補者提出資料一覧表

1. 必ず提出する資料

※規約・契約条項等(電子入札システム関係)はこちらをクリック

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-11 for application, documents, and certificates.

2. 必要に応じて提出する資料

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-8 for certificates, insurance, and other documents.

自己採点の根拠資料

3. 提出する資料(該当する項目が無ければ提出不要)

Table with 4 columns: Item No., Submission Type, Confirmation Column, Description. Includes items 1-2 for evaluation and technical documents.

4. 提出期限について(郵送、メールの場合は下記の時間までに必着のこと)

審査順位公開日の翌日※1 午後5時30分
ただし、低入札価格調査根拠資料については、審査順位公開日の翌日※1から起算して3日後※1 午後5時30分
なお、これらによらない場合は、別途本市の指定する日時とする。
※1 本市における執務の休日を除く

5. 提出方法について※2

- 持参、郵送の場合は下記まで提出すること。
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ宛
メールによる場合は下記メールアドレス宛のうえ、別途送付の旨をお電話にてご連絡ください。
kouii-iigoshinsa@city.osaka.lg.jp
押印必要書類については本市が指定する期限までに、別途持参か郵送すること。
電話 06-6484-7893・7424 FAX 06-6484-7990
※2 低入札価格調査根拠資料の提出については、持参のみ可とし、郵送及びメールは認めない。